

第4回 定例会

12/3 ~ 12/11

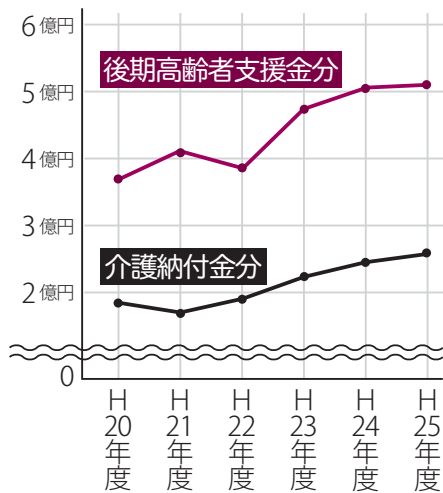
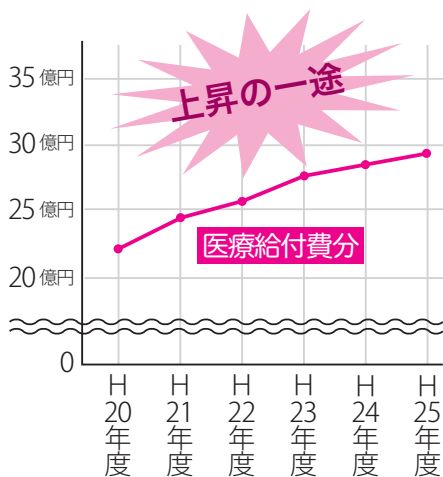
原案可決
(賛成全員)

町長から提案された条例の新規制定・一部改正、補正予算、補正予算、教育委員の選任を初めとした人事案件、指定管理者の指定など22議案を慎重に審議し、全て原案のとおり可決しました。
一般質問は11議員が行い、さまざまな角度から町の姿勢をただしました。また、請願・陳情を関係する常任委員会に付託して審査しました。



14年ぶりに改定!

玉村町の国民健康保険特別会計は、平成20年度から単年度収支で赤字が続いています。国民健康保険特別会計の財政調整基金(貯金)は平成22年度で底をつき、繰越金も年々減少しているため、大変厳しい状況です。
このため、平成14年度から据え置いていた国民健康保険税を見直し、平成27年度から税額を改正するものです。



国民健康保険税は、国民健康保険を運営する大切な財源です。「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の3本立てとなっています。

| 区分 | 医療給付費分 (0~74歳) | 後期高齢者支援金分 (0~74歳) | 介護納付金分 (40~64歳) |
|-------|----------------|-------------------|-----------------|
| 所得割 | 5.90% | 1.80% | 0.78% |
| 資産割 | 24.00% | 6.00% | 0.00% |
| 均等割 | 2万円 | 6000円 | 6000円 |
| 平等割 | 2万5000円 | 5000円 | 4000円 |
| 課税限度額 | 51万円 | 16万円 | 14万円 |

| 区分 | 医療給付費分 (0~74歳) | 後期高齢者支援金分 (0~74歳) | 介護納付金分 (40~64歳) |
|-------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 所得割 | 6.20% (8.90%) | 3.00% (3.5%) | 2.70% (2.20%) |
| 資産割 | 15.00% (45.00%) | 0.00% (10.00%) | 0.00% (15.00%) |
| 均等割 | 2万2600円 (3万2000円) | 9000円 (1万5000円) | 9000円 (1万2960円) |
| 平等割 | 2万2400円 (3万8000円) | 8000円 (1万1000円) | 8000円 (1万円) |
| 課税限度額 | 51万円 | 16万円 | 14万円 |

主に資産割を引き下げ、所得割などが引き上げられます。



国保会計の赤字転落を防ぐため 国民健康保険税

Q 他市町村は少しずつ値上げを行っているが、14年間も据え置いていた国保税をなぜ今改定するのか。

A 改定しなければ1億3000万円の赤字となり、基金も0、繰越金も0となる。健全財政を確保するためにも改定した。

Q 資産割を半減とした経緯は。

A 資産割は二重課税であるとの指摘を考慮した。国保税全体で30%だったのを半分の15%にし、後期高齢者支援金分を0にした。

Q そのような判断をした理由は。

A 全て0にすると激変になる。その分を所得割等に転嫁することになるため、半減とした。

Q 他市町村の資産割の状況と、県へ広域化することとの関連は？

A 他市町村でも、資産割を減少する方向となっている。
また、平成29年度を目途に県へ広域化となる。広域化と他市町村の動きを踏まえて資産割を減額した。

主な質疑

Q なぜ、このような案にしたのか。

A さまざまな案を比較し検討した結果、この案がよいと判断した。
現行と他市町村の動向、応能・応益をシミュレーションした結果である。
応能・応益のバランスは、50%に近づいている。

改正前

| | 応能割 | 応益割 |
|-----------|-------|-------|
| 医療給付費分 | 54.1% | 45.9% |
| 後期高齢者支援金分 | 57.5% | 42.5% |
| 介護納付金分 | 39.3% | 60.7% |

改正後

| | 応能割 | 応益割 |
|-----------|--------------|--------------|
| 医療給付費分 | 52.7% | 47.3% |
| 後期高齢者支援金分 | 54.3% | 45.7% |
| 介護納付金分 | 54.8% | 45.2% |

「応能割」「応益割」とは

国民健康保険税は、加入者の収入や資産に応じて計算される「**応能割**」と、収入や資産に関係なく、一律に計算する「**応益割**」を組み合わせで定められています。

「**応益割**」をふやせば、低所得の人の負担は大変になりますが、厚生労働省は「**応益割**」の割合を、保険料の5割まで引き上げるよう、市区町村に指示しています。

